

みんなで守ろう 洞爺湖町の景観 (第5回)

■問合せ 建設課管理・土木・都市計画グループ(☎74-3007)

前回は入江・高砂貝塚景観形成重点区域について掲載しましたが、第5回目は沿道景観形成重点区域についてどのような行為が届出の対象となるのか、また、どのような基準があるのかを説明します。

1. 沿道景観形成重点区域(重点区域)

洞爺湖町と札幌方面をつなぐ国道230号は多くの観光客が通過する道路であり、シーニックバイウェイ(※1)のルートに指定されるなど、沿道の景観は洞爺湖町を印象付ける重要なものです。

国道230号は、観光客のほか町内外の多くの人々にとっても利便性が高い道路です。そのため、沿道に看板や建物が建設されることが想定されます。土地利用によっては、沿道に広がる田園風景や羊蹄山、洞爺湖への眺めなどが阻害され

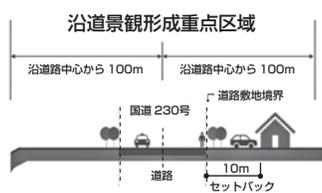
2. 沿道景観形成重点区域の景観づくりのポイント

- ・沿道の建築物の規模・形状、色彩、壁面後退などの規制誘導
- ・沿道の看板(屋外広告物)の設置規制などのルールづくり
- ・道路と建物の間には緩衝帯を設けるなど、建物が周辺景観と調和する景観づくり

沿道景観形成重点区域図



沿道景観形成重点区域の境界



3. 沿道景観形成重点区域の届出対象行為

・一定規模以上の建物や工作物などを建築する場合は、洞爺湖町景観条例、景観計画により町への届出が必要になります。ここではその一部をご紹介します。

行為の種類		届出対象行為	
建築物	新築または移転	高さが10mまたは延べ面積が1000㎡を超えるもの	
	増築または改築	延べ面積2000㎡を超えるもの。 ※増改築前の規模が既に2000㎡を超えている、増改築する床面積の合計が10㎡以下の場合には対象外(一般区域と同様)	
	外観を変更する修繕、模様替、色彩の変更	高さが13mまたは延べ面積が2000㎡を超えるもので、いずれかの立面の鉛直投影面積1/2を超える外観修繕、模様替、色彩の変更を行うもの(一般区域と同様)	
工作物	新設または移転	さく、塀、擁壁など	高さが5mを超えるもの(一般区域と同様)
		物見塔	高さ13mを超えるもの ※建物と一体となって設置される場合は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の上端までの高さが13mを超えるもの(一般区域と同様)

※届出対象行為、景観形成基準について詳しい内容を知りたい方は町ホームページに洞爺湖町景観計画を掲載していますので、そちらをご覧ください。

http://www.town.toyako.hokkaido.jp/person_guide/construction/con002/p013/

今回はここまでです。次回は、洞爺湖岸景観形成重点区域について詳しく解説します。

ることが考えられます。

洞爺湖町を代表する重要な景観を保全するため、国道230号沿道を「沿道景観形成重点区域」として定めています。

(※1)シーニックバイウェイとは、景観・シーン(Scene)の形容詞シーニックと、わき道・より道を意味するバイウェイを組み合わせた言葉で、地域と行政が連携し、景観や自然環境に配慮し、地域の魅力を道でつなぎながら個性的な地域、美しい環境づくりを目指す施策です。

4. 沿道景観形成重点区域の景観形成基準

・建物や工作物などに色や高さなどの基準を定めており、この基準を守るようお願いしています。ここではその一部をご紹介します。

沿道景観形成重点区域の景観形成基準	
位置・配置	<p>地域の特性や周辺景観との調和に配慮した位置・配置とすること。</p> <p>羊蹄山、昆布岳、ニセコ連峰・尻別岳、洞爺湖、田園風景などへの良好な景観が見渡せる眺望点から、その眺望を妨げない位置および規模とすること。</p> <p>建築物、工作物の高さは、原則として10mを超えないようにすること。</p> <p>やむを得ない事情により基準値を超える場合は、景観への影響を軽減させるため、必要な措置を行うこと。</p> <p>自然の地形をできる限り活かすようにすること。道路などの公共空間に面する壁面位置は、敷地境界から10m以上後退し、開放感のある道路空間を創出すること。</p> <p>隣地境界からできる限り離し、隣地相互においてゆとりある空間を確保すること。</p>
色彩の範囲	<p>建築物の外観にはけげばけしい色彩は用いず、周辺景観と調和する色彩をもちいること。建築物等本体のいずれかの立面(建築物の1つの面における鉛直投影面積)で当該立面の1/5を超えないこと。</p> <p>(外壁)【けげばけしい色彩の範囲】 明度：7を超えるもの 彩度：R(赤) YR(黄赤) 系は7を超えるもの Y(黄)系、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)は3を超えるもの</p> <p>(屋根)【けげばけしい色彩の範囲】 明度：5を超えるもの 周辺の良好な自然環境を阻害しない色相、色調とすること。</p>

■沿道景観形成重点区域における「けげばけしい色彩」の範囲(マンセル値による) ※カラー版のグラフは町ホームページをご確認ください

